改正後

４　自走用の燃料を有する自動車を積載する場所（以下「車両甲板区域」という。）は、次の各号のいずれかに該当する暴露甲板に設けてはならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

一　次に掲げる場所から管海官庁が指示する距離以下の範囲内の暴露甲板

イ　救命艇又は救命いかだの積付場所及び乗艇場所

ロ　招集場所

ハ　脱出経路を形成する暴露部の階段及び開放された甲板

二　居住区域、業務区域及び制御場所（以下「居住区域等」という。）から管海官庁が指示する距離以下の範囲内の暴露甲板

（外板）

第十条の二　開口は、告示で定める要件に適合するものを除き、次に掲げる場所から管海官庁が指示する距離以下の範囲内及び当該場所の下方の外板（車両甲板区域と面するものに限る。）に設けてはならない。ただし、当該船舶の構造、航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

一　居住区域等

二　救命艇又は救命いかだの積付場所及び乗艇場所

三　招集場所

四　脱出経路を形成する暴露部の階段及び開放された甲板

（窓）

第十五条　居住区域等内の隔壁に設ける窓は、その耐火性等について告示で定める要件に適合するものでなければならない。

２　（略）

（通風装置）

第十六条　通風装置を設ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一・二　（略）

三　特定機関区域、調理室又は車両甲板区域の通風用のダクトは、居住区域、業務区域（調理室を除く。次号において同じ。）及び制御場所を通つていないこと。ただし、当該ダクトを通じて火災が特定機関区域、調理室又は車両甲板区域以外の場所に拡大することを防止するために管海官庁が適当と認める措置を講じたダクトについては、この限りでない。

四～六　（略）

２・３　（略）

（船舶構造規則の一部改正）

第七条　船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（ディープタンク） **第二十条**　ディープタンク（船体の一部を構成するタンクであつて水、燃料油その他の液体を積載するために設置されるものをいう。以下この条、第六十三条及び第六十六条において同じ。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一～五　（略） ２　（略）	（ディープタンク） **第二十条**　ディープタンク（船体の一部を構成するタンクであつて水、燃料油その他の液体を積載するために船倉内又は甲板間に設置されるものをいう。以下この条、第六十三条及び第六十六条において同じ。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一～五　（略） ２　（略）

（新設）

（新設）

（窓）

第十五条　居住区域、業務区域及び制御場所（以下「居住区域等」という。）内の隔壁に設ける窓は、その耐火性等について告示で定める要件に適合するものでなければならない。

２　（略）

（通風装置）

第十六条　通風装置を設ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一・二　（略）

三　特定機関区域、調理室又は自走用の燃料を有する自動車を積載する場所（以下「車両甲板区域」という。）の通風用のダクトは、居住区域、業務区域（調理室を除く。次号において同じ。）及び制御場所を通つていないこと。ただし、当該ダクトを通じて火災が特定機関区域、調理室又は車両甲板区域以外の場所に拡大することを防止するために管海官庁が適当と認める措置を講じたダクトについては、この限りでない。

四～六　（略）

２・３　（略）